

改善報告書

令和5年7月14日

1. 大学名：久留米工業大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○大学院における学位の授与については、「久留米工業大学大学院研究科委員会規程」において、審議事項として規定されていないほか、大学院研究科委員会議事録においてもその審議内容が記載されていないことから、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

令和3年2月10日の第12回大学院研究科運営委員会の審議事項において、久留米工業大学院研究科委員会規程の一部改正として、第3条（審議事項）に「学位授与」を加え明文化した。

改正後、令和2年度第11回大学院研究科委員会において学長より規程を周知し、同日に行われた令和2年度修了認定及び学位授与の審議にて、大学評価判定委員会からいただいた参考意見同様、学長が決定を行うに当たり、大学院研究科委員会構成員に対し意見を聴いたことについて、その旨をきちんと議事録において記載している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- 4-1-1-1 「久留米工業大学大学院研究科委員会規程」の一部を改正（新旧対照表）
- 4-1-1-2 久留米工業大学大学院研究科委員会規程（令和3年2月10日施行）
- 4-1-2 令和2年度2月（第12回）大学院研究科運営委員会議事録
- 4-1-3 令和2年度2月（第11回）大学院研究科委員会議事録
- 4-1-4 令和2年度3月（第12回）大学院研究科委員会議事録
- 4-1-5 久留米工業大学大学院研究科委員会規程の審議事項

改善報告書

令和5年7月14日

1. 大学名：久留米工業大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2

○令和元(2019)年6月14日開催の理事会が書面で開催されていることについて、私立学校法第36条に則して、理事会においては議題にかかわらず、対面で開催されるよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-2について

日本高等教育評価機構の改善を要する点の指摘を踏まえ、理事会において定例会以外で議決を必要とする場合は、臨時の会議を開催し対応していくこととしている。

指摘事項の内容及び改善方法については、常任理事会、理事会及び評議員会で説明を行った。なお、指摘以降の理事会及び評議員会は全て対面で開催している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-2の資料

5-2-1 令和2年度2月（第10回）学校法人久留米工業大学常任理事会議事録

5-2-2 令和2年度3月（第5回）学校法人久留米工業大学理事会議事録

5-2-3 令和2年度3月（第3回）学校法人久留米工業大学評議員会議事録

改善報告書

令和5年7月14日

1. 大学名：久留米工業大学

2. 認証評価実施年度：令和2年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-3

○令和元(2019)年6月20日開催の評議員会が書面で開催されていることについて、私立学校法第41条に則して、評議員会においては議題にかかわらず、対面で開催されるよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-3について

日本高等教育評価機構の改善を要する点の指摘を踏まえ、評議員会において定例会以外で議決を必要とする場合は、臨時の会議を開催し対応していくこととしている。

指摘事項の内容及び改善方法については、常任理事会、理事会及び評議員会で説明を行った。なお、指摘以降の理事会及び評議員会は全て対面で開催している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-3の資料

5-3-1 令和2年度2月（第10回）学校法人久留米工業大学常任理事会議事録

5-3-2 令和2年度3月（第5回）学校法人久留米工業大学理事会議事録

5-3-3 令和2年度3月（第3回）学校法人久留米工業大学評議員会議事録